

データ流通・活用環境の整備に関する検討状況について



平成30年4月2日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

I . オープンデータの推進に関する検討状況

オープンデータの推進に関する検討状況

2016年	2017年									2018年									
12月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
<p>●官民データ活用推進基本法の公布・施行</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●官民データ活用推進基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・データの棚卸、官民ラウンドテーブルの開催について決定。 ・平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることを明記。 ●オープンデータ基本指針 <ul style="list-style-type: none"> ・「原則オープンデータとして公開」を明確化 ・「二次利用可」「機械判読可」「無償」など、オープンデータの定義を明確化 									<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体向けガイドライン及び手引書を改定し、公表。 ●推奨データセットの公表 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が公開することが望ましい「推奨データセット」を公表。 								
											<ul style="list-style-type: none"> ●OD100の事例追加 <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータの利活用事例であるOD100について事例を追加。(計55件) 								
<p>各府省庁が保有するデータの実態（管理状況、公開状況）を把握するため、データの棚卸しを実施</p>																			
<p>民間事業者へのヒアリングにおいてニーズが多く寄せられた分野について、データ活用を希望する者とデータ保有府省庁等が直接対話する場である「官民ラウンドテーブル」を開催</p>																			

オープンデータ基本指針※ 概要

※平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

本基本指針の位置づけ

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン^(注)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3) 透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- ① 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則公開するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・原則、政府標準利用規約を適用。
- (3) 公開環境・・・特にニーズが高いと想定されるデータは、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進。
- (4) 公開データの形式等・・・機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則。法人情報を含むデータは、法人番号を併記。
- (5) 公開済みデータの更新・・・可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置
- (2) 利用者ニーズの反映・・・各府省庁の保有データとその公開状況を整理したリストを公開→利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形での公開

5. 推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（内閣官房IT総合戦略室）・相談窓口（各府省庁）の設置
- (2) 推進体制・・・内閣官房IT総合戦略室は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップを実施等

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進。
独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

(注)公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

■ 調査対象機関：国の行政機関(23府省庁)

■ 調査対象：

①統計データ

⇒各府省庁が保有する行政文書のうちの統計データ(955件)

※「統計データ」とは、調査統計(基幹統計調査、一般統計調査)、加工統計(統計調査以外の方法により作成される基幹統計を含む)、業務統計(業務データを集計することにより作成される統計)。

棚卸し結果を公開中。

②行政手続等によって得られるデータ

⇒各府省庁が所管する法令において規定される行政手続等(約43,000件)において得られるデータ

棚卸し作業中。
結果はIT総合戦略室及び各府省庁のHPに掲載予定。

■ 主な調査項目：

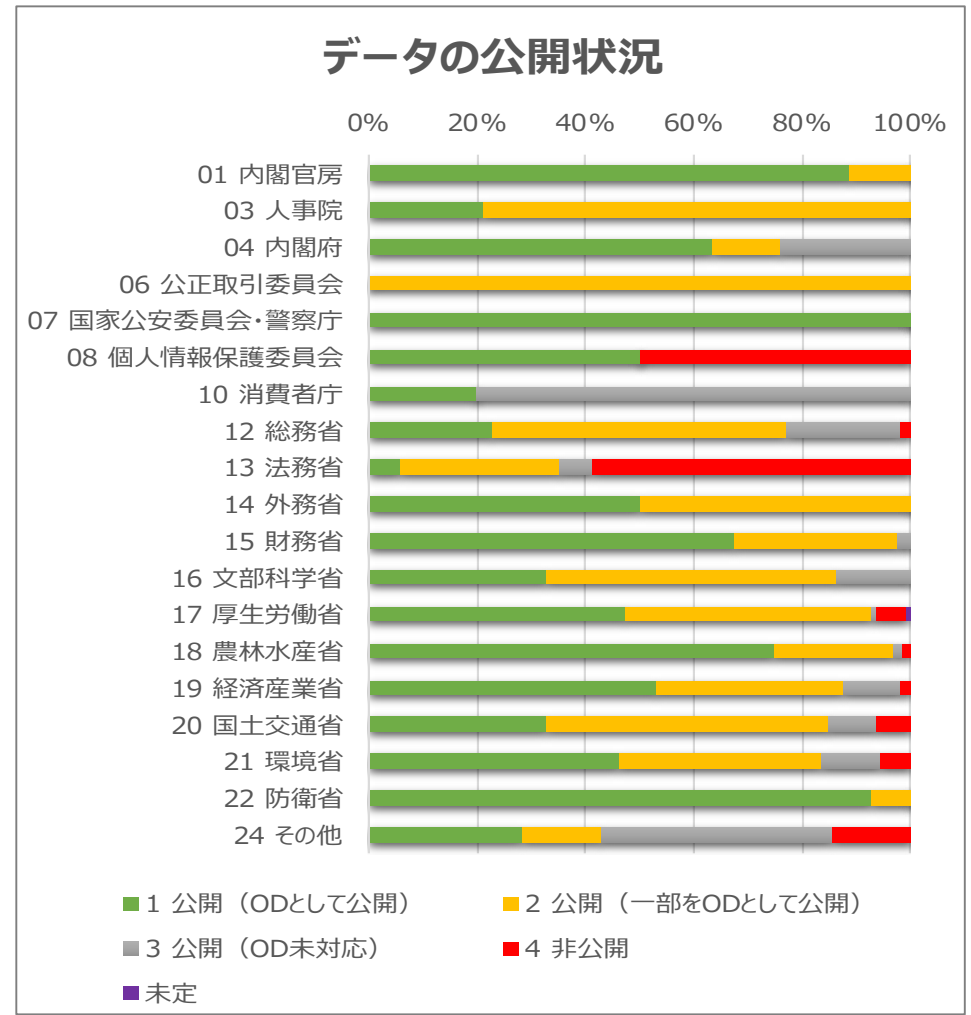
- データの管理状況
- データの分類
- データの活用状況
- データの公開状況(オープンデータ、公開、非公開の別)、(ファイル形式、更新頻度)
- オープンデータ化未対応・非公開の理由

【統計データ】府省庁別の棚卸し結果概要

平成29年12月公開、「行政保有データ(統計関連)の棚卸し結果概要」改変

- 統計データ955件のうち、**442件(約46%)がオープンデータとして公開、383件(約40%)が一部オープンデータとして公開**。(一部をオープンデータとして公開しているものの中には、過去の未電子化統計を公開していない場合や、集計結果が膨大なために主要な統計表のみ公開している場合を含む。)
- 本棚卸し結果は、政府CIOポータルにて公開中。(平成29年4月1日時点・平成29年12月取りまとめ)

担当府省庁	総統計データ数	データの公開状況				未定	
		計	1 公開 (全てをODとして公開)	2 公開 (一部をODとして公開)	3 公開 (OD未対応)		4 非公開
01 内閣官房	9	9	8	1	0	0	0
02 内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
03 人事院	19	19	4	15	0	0	0
04 内閣府	33	33	21	4	8	0	0
05 宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
06 公正取引委員会	1	1	0	1	0	0	0
07 国家公安委員会・警察庁	2	2	2	0	0	0	0
08 個人情報保護委員会	2	2	1	0	0	1	0
09 金融庁	0	0	0	0	0	0	0
10 消費者庁	5	5	1	0	4	0	0
11 復興庁	0	0	0	0	0	0	0
12 総務省	110	110	25	60	23	2	0
13 法務省	34	34	2	10	2	20	0
14 外務省	4	4	2	2	0	0	0
15 財務省	46	46	31	14	1	0	0
16 文部科学省	52	52	17	28	7	0	0
17 厚生労働省	233	231	110	106	2	13	2
18 農林水産省	126	126	94	28	2	2	0
19 経済産業省	96	96	51	33	10	2	0
20 国土交通省	125	125	41	65	11	8	0
21 環境省	37	37	17	14	4	2	0
22 防衛省	14	14	13	1	0	0	0
23 会計検査院	0	0	0	0	0	0	0
24 その他	7	7	2	1	3	1	0
総計	955	953	442	383	77	51	2
割合	100.0%	99.8%	46.3%	40.1%	8.1%	5.3%	0.2%



官民ラウンドテーブルの開催について

1. 目的

民間企業等データ活用を希望する者と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、民間ニーズに即したオープンデータの取組や民間データとの組み合わせを含めた活用を促進することで、データの価値向上と多様なサービスの出現に貢献する。

2. 参加者

- 有識者（オープンデータワーキンググループ有識者、オープンデータ伝道師）
- データの公開・活用を希望する者（ベンチャー企業を含め公募）
- データを保有する府省庁等（関係する制度を所管する府省庁等を含む）
- 内閣官房IT総合戦略室

※ 原則公開で実施し、一般傍聴者を募集する。

3. 開催予定

- 第1回 1月25日（木） 「観光・移動」分野におけるデータ活用
- 第2回 3月27日（火） 「インフラ、防災・減災、安全・安心」分野におけるデータ活用
- 第3回 平成30年度 「土地・農業」分野におけるデータ活用

※ 第3回以降は、来年度内に開催予定。

第1回オープンデータ官民ラウンドテーブルについて

1. 日時

第1回 1月25日（木） 13:30～15:30 「観光・移動」分野におけるデータ活用

2. 要望データ及び出席者

カテゴリー	対象データ	関係府省庁	要望元	想定利用シーン
①飲食店関連データ	・保健所による営業許可、停止状況等	厚生労働省	ぐるなび	レストラン検索サイトでの情報提供
②訪日外国人関連データ	・外国人出入国記録データ	法務省	ウイングアーク1st	訪日外国人の行動分析と観光関連業者支援
	・免税購買データ	国税庁		
	・訪日外国人消費動向調査データ	観光庁		
③公共交通関連データ	・電車等のリアルタイム運行情報 ・駅構内図等	国交省	ジョルダン	最適な経路検索や案内マップの提供
	・バス路線・停留所情報、運行情報等		凸版印刷	観光客等の移動支援機能の提供

上記のほか、有識者（オープンデータワーキンググループ有識者、オープンデータ伝道師）、あかま副大臣（冒頭5分間のみ）、内閣官房IT総合戦略室、一般傍聴者（40名程度）が参加した。

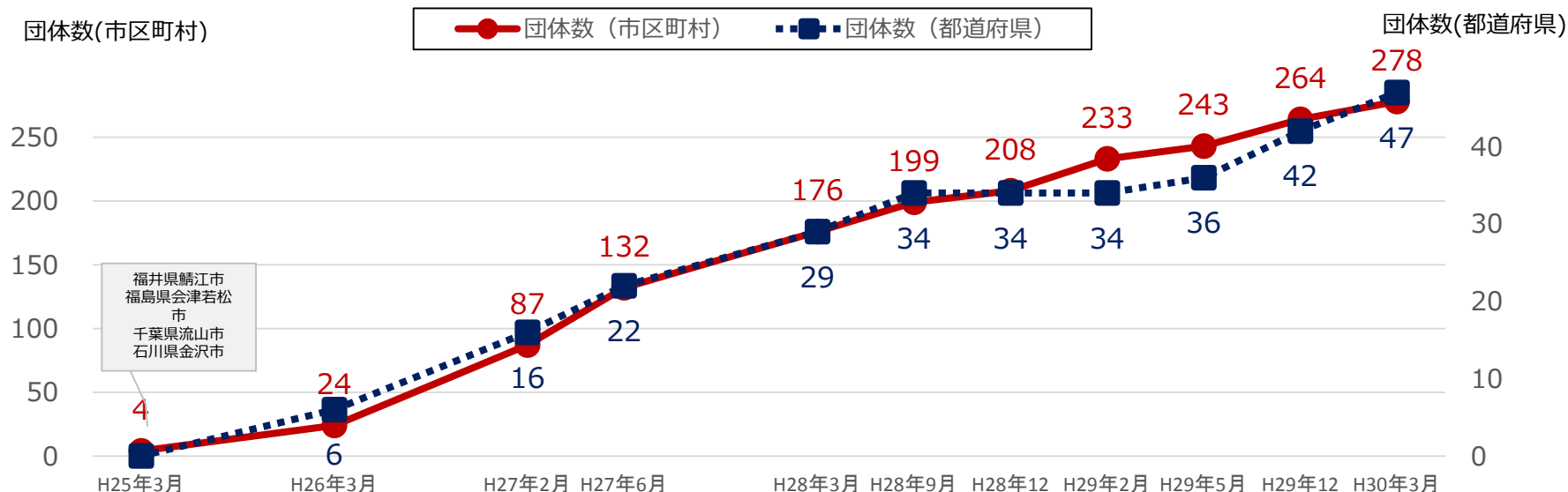
3. 結果概要

民間企業からデータ公開要望と活用による効果が具体的に示されたことを受け、関係府省庁から前向きな対応方針が示されるなど、建設的な議論が行われた。

オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移

- 官民データ活用推進基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする」と記載。
- 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日、閣議決定）において、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とする旨記載。
- 平成30年3月19日時点の地方公共団体のオープンデータ取組率は、約18%（325/1,788自治体）。

取組済み団体（※）数の推移と各時期における取組開始地方公共団体の例



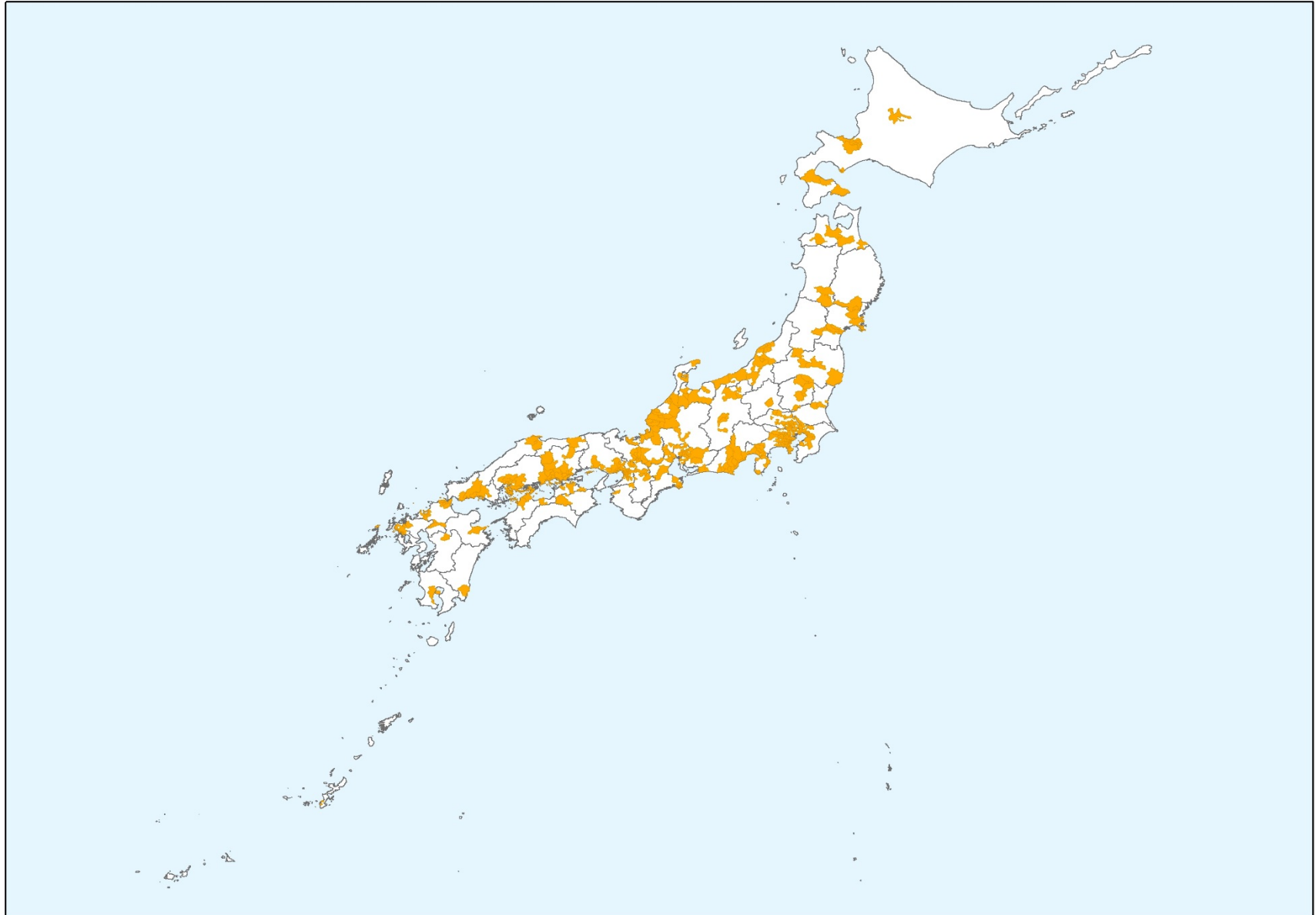
※ 自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村。
(内閣官房IT総合戦略室調べ)

都道府県



市区町村（全体）

※平成30年3月19日時点



推奨データセット ベータ版の策定

- 地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット（「推奨データセット」）を策定。
- 平成29年12月22日にベータ版として、政府CIOポータルにおいて公開。追加・改善等に関する意見について受け付け、適宜見直しを実施する予定。

<推奨データセット ベータ版一覧>

No	データセット名	No	データセット名
1	AED設置箇所一覧	8	公衆トイレ一覧
2	介護サービス事業所一覧	9	消防水利施設一覧
3	医療機関一覧	10	指定緊急避難場所一覧
4	文化財一覧	11	地域・年齢別人口
5	観光施設一覧	12	公共施設一覧
6	イベント一覧	13	子育て施設一覧
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	14	オープンデータ一覧

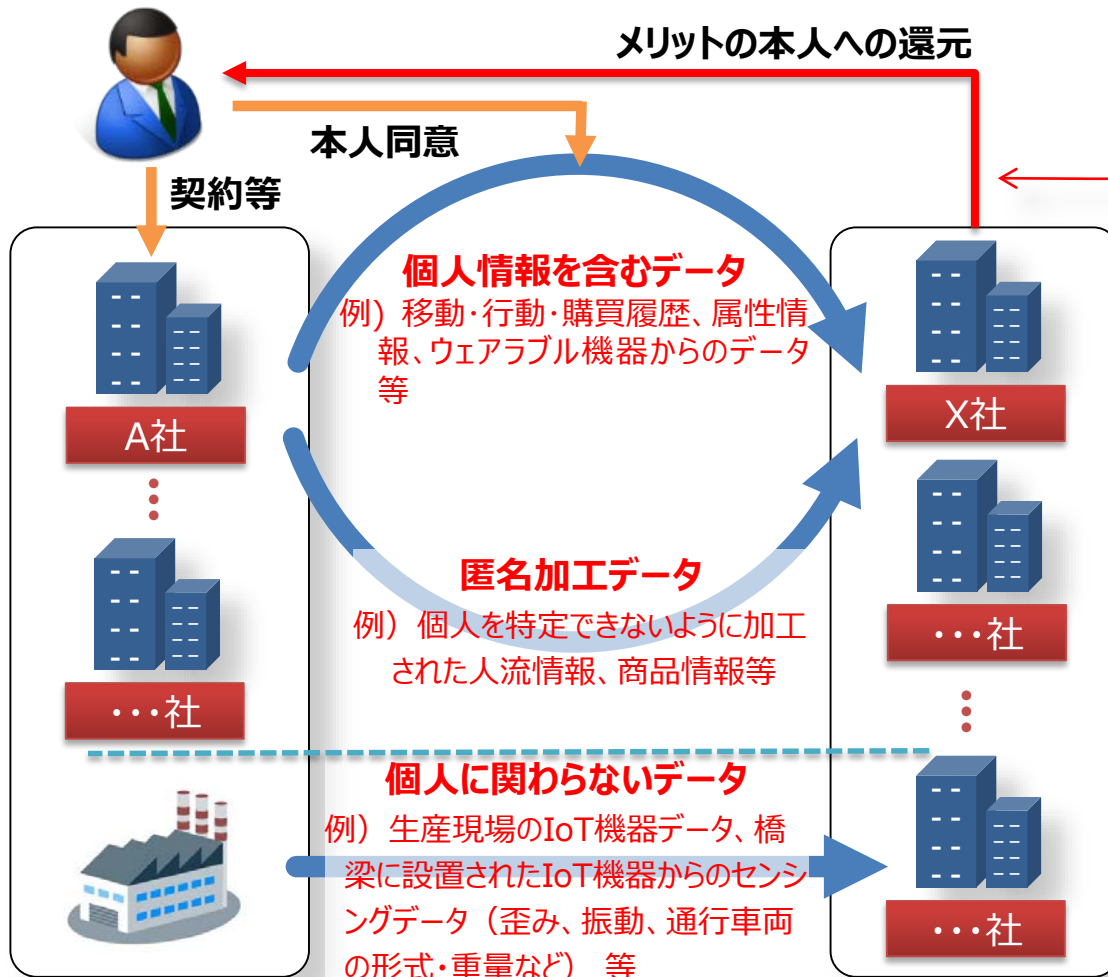
<推奨データセット関連文書一覧>

文書名	概要
推奨データセットについて	推奨データセットの位置づけや概要、FAQについてまとめたもの。
データ項目定義書	推奨データセットの各項目に関する記載方法やデータ形式等を定めたもの。
フォーマット標準例	データ項目定義書に準じて作成したcsv形式の入力フォーマット。
推奨データセットの活用が見込まれるアプリ例	推奨データセットを公開することで活用が見込まれるアプリ事例についてまとめたもの。

Ⅱ．個人の関与の下でのデータの流通・活用に関する検討状況

データ流通環境整備の必要性

データは「個人情報を含むデータ（以下、「パーソナルデータ」という）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
 - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
 - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
 - 金融市場の活性化
 - 資産の一元管理、最適な資産運用
- 医療・介護・ヘルスケア分野
 - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
 - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 人材分野
 - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
 - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
 - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
 - 的確な被災者把握
 - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
 - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
 - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

※ 個人に関わらないデータであっても他のデータと組み合わせることによって、個人の特定につながる可能性があることに留意が必要

データ流通・活用に向けた課題

<国民・消費者の視点>

自らのデータを把握・制御できない不安

国民・消費者は、自らのデータがどのように事業者間で共有・活用されているのかを把握・制御できておらず、不安を抱えているのではないか。

便益が実感できない恐れがあることに対する不満や不公平感

国民・消費者は、活用の内容について十分な説明がなされない、または自らのデータが活用される便益を理解・実感等できていないため、事業者によるデータ活用について不満や不公平感を抱き、第三者提供に関する同意に躊躇しているのではないか。

データ互換性等の技術的課題

各個人に関するデータが互換性のないまま様々な事業者によって管理されているため、本人が希望する場合であっても長期にわたるデータを名寄せ蓄積してディープデータとして活用することができず、安全・安心かつ高度なパーソナライズド・サービスの実現にも限界があるのではないか。

<事業者の視点>

データ活用への躊躇

プライバシー保護に関し国民・消費者が抱く漠然とした不安や、レピュテーションリスク（風評リスク）、データの流通・活用による便益に対する国民・消費者の理解が得られていないこと等を背景に、企業や業界を越えたデータの流通・活用を躊躇し、単一事業者でデータを囲い込む状況。

取り組み・進展はこれから

一部事業者は、パーソナルデータを適切に保護しつつ、データの活用に積極的に取り組んでいるが、企業や業界を越えたパーソナルデータの幅広い活用が十分進展しているとは言い難い状況。

API開放・互換性確保等の技術的課題

多様な事業者が保有するデータの円滑な活用を実現する上で、データ互換性確保、API開放、データポータビリティの実現等が課題となっている。

<セキュリティの視点>

エコシステム全体でのセキュリティ課題

様々な機器やシステムがネットワークに接続されるようになってきているが、パーソナルデータを含め多様なデータの流通・活用を進めるためには、データ流通のエコシステム全体におけるセキュリティ確保がより重要となっている。



パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（PDS、情報銀行、データ取引市場）が有効

提言のポイント

内閣官房IT総合戦略室では、PDS、情報銀行、データ取引市場について検討を行い、平成29年3月に中間とりまとめを公表した。中間とりまとめにおける提言のポイントは以下のとおり。

- ◆ PDS、情報銀行、データ取引市場ともに、現時点では構想・実証段階のものを含め、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取り組みを推進する必要がある。
- ◆ このような状況を踏まえると、実証の結果等を見ながら、実態にあわせて、分野横断的なデータ流通・活用を促進するための法制度整備を検討していくことが必要である。
- ◆ 一方で、国民・消費者の信頼を得ながらデータを流通・活用するビジネスが発展していくためには、現時点では、関係者による取り組みの参考となるよう、分野横断的かつ基本的な課題、推奨ルール等を提示することが有効と考えられる。
- ◆ これらを参考として、政府や消費者を含めた多様な関係者が参画した実証実験や具体的なビジネスの取り組みが各分野で進められるとともに、自主ガイドラインを含めたルール作りについての議論が深まることで、国民・消費者の信頼・理解が得られていくことが期待される。
- ◆ 本WGとしては、このようなマルチステークホルダープロセスによる実証実験等の取り組みを踏まえつつ、現実に即して、必要な支援策、制度整備や見直しについて検討を継続していくことが適当である。

「情報信託機能の認定スキームに関する検討会」の概要

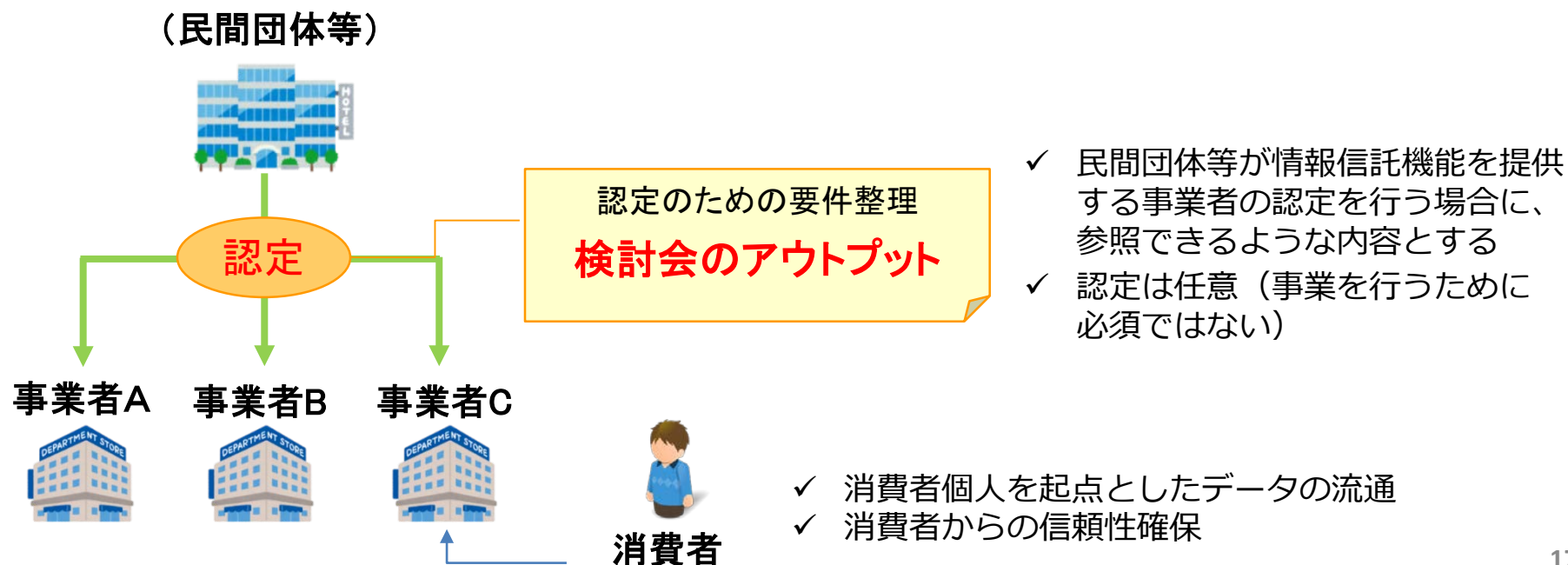
- 総務省及び経済産業省では、平成29年11月、いわゆる「情報銀行」の認定スキームの在り方について検討するため、官民合同の検討会を設置。

(検討項目)

- ① 情報信託機能による個人情報提供に関する法的整理
- ② 情報信託機能を担う者に必要となる体制面等の要件、セキュリティ対策等
- ③ 認定団体の運用スキーム

- 会議のアウトプットとして、民間団体等での認定を想定したガイドラインをとりまとめ。

⇒ 平成30年度、認定スキーム運用開始(想定)



「情報信託機能の認定スキームに関する検討会」構成員

検討会の構成員

【委員】

- 井上 貴雄 大日本印刷株式会社 ABセンター コミュニケーション開発本部 副本部長
- 上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部情報システム学科教授
- 加毛 明 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
- 越塚 登 東京大学大学院情報学環 ユビキタス情報社会基盤センター長・教授
- 小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部
パブリックポリシーグループマネージャー／上級コンサルタント
- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 立谷 光太郎 株式会社博報堂 執行役員
- 田中 邦裕 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
- 日諸 恵利 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
- 古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 情報通信委員会企画部会 データ戦略WG 主査
日本電気株式会社 データ流通戦略室長

【オブザーバー】

- 真野 浩 一般社団法人データ流通推進協議会 代表理事

【関係省庁(オブザーバー)】

- 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
個人情報保護委員会事務局

【事務局】

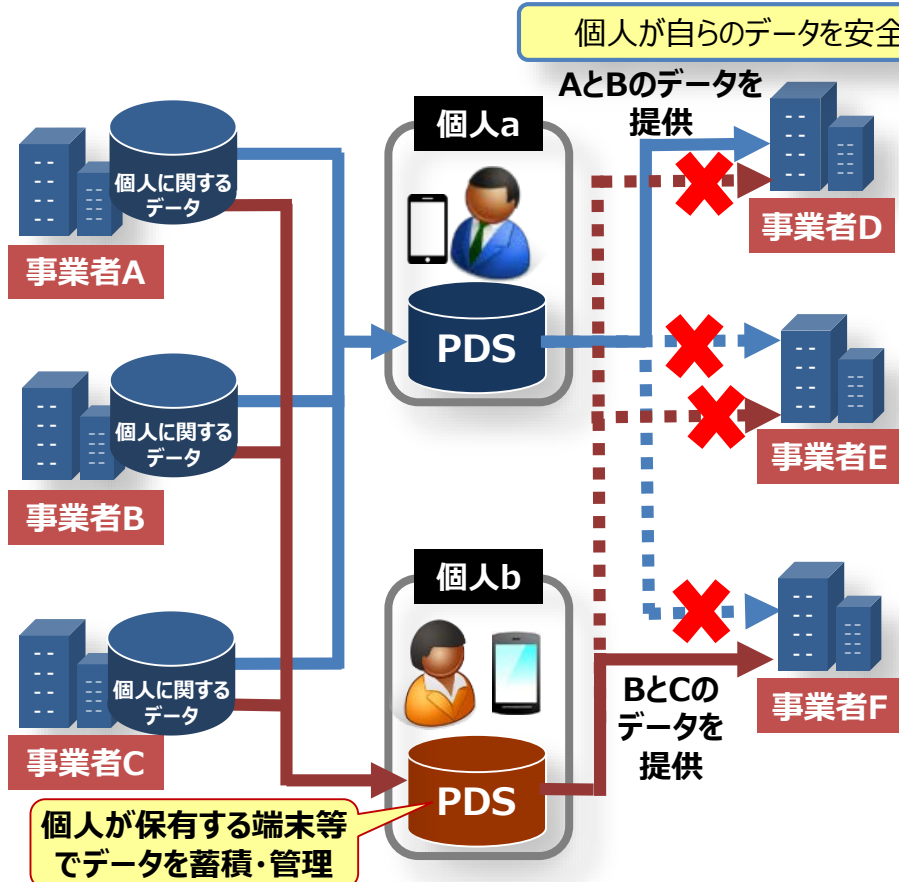
- 一般社団法人日本IT団体連盟
株式会社富士通総研(※調査協力のみ)

(29年11月に設置、30年4月頃とりまとめ予定)

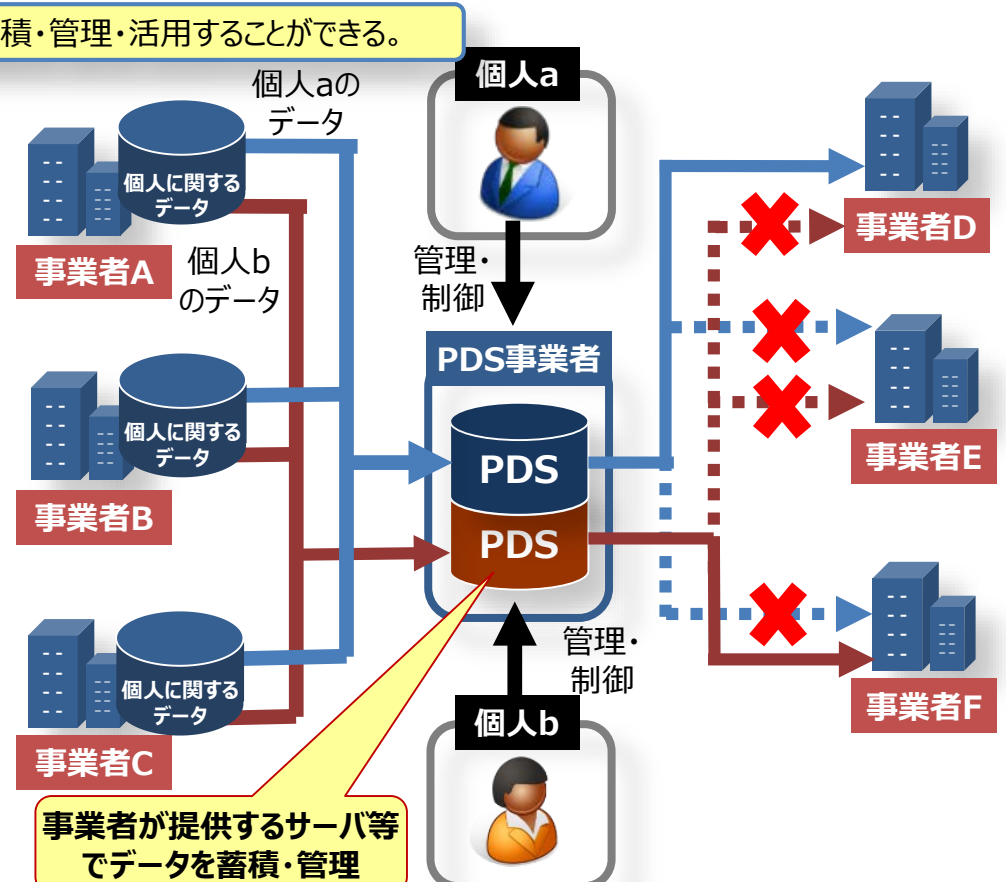
(参考) データの流通・活用を促す仕組み (1) PDS

PDS (Personal Data Store) とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み (システム) であって、第三者への提供に係る制御機能 (移管を含む) を有するもの。

PDS (分散型) のイメージ



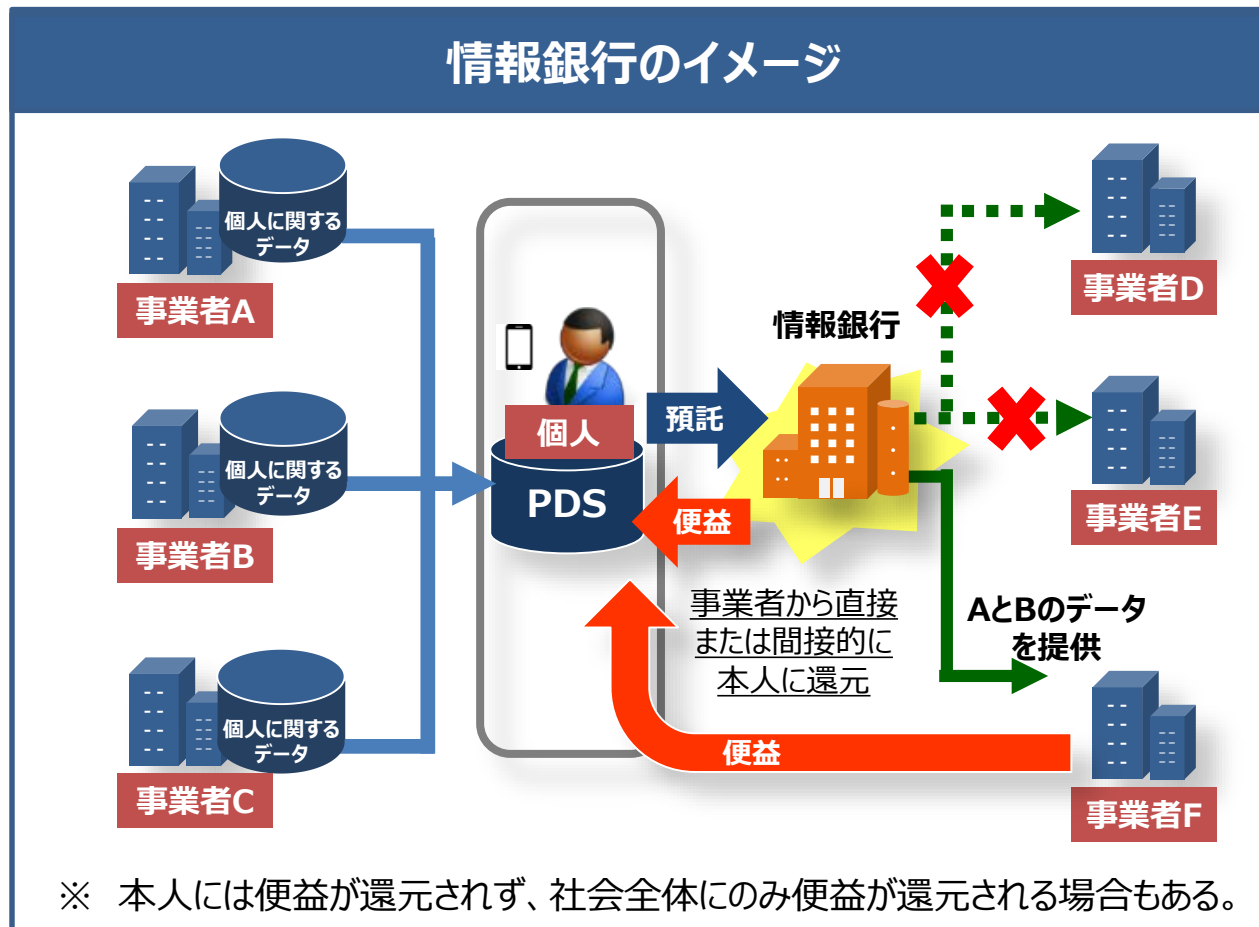
PDS (集中型) のイメージ



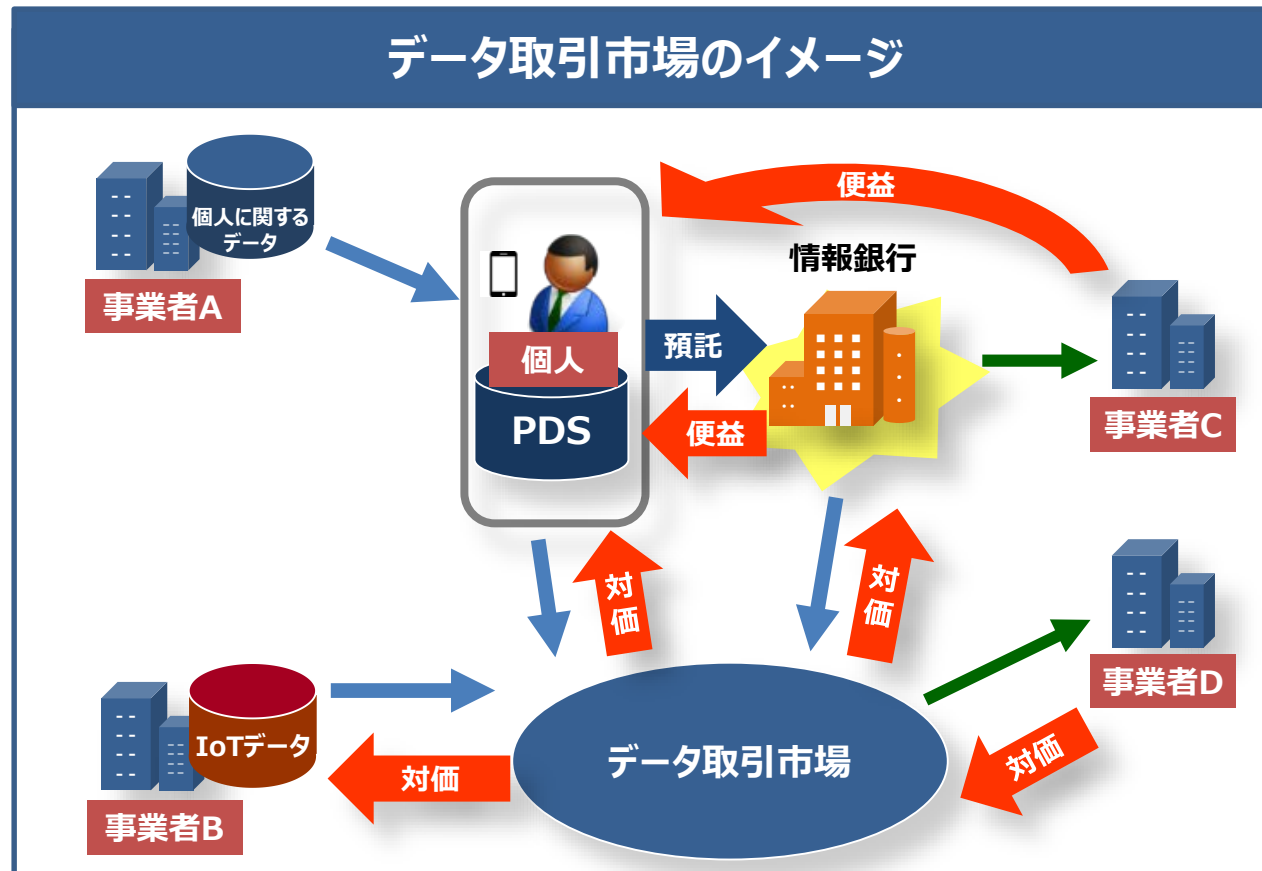
※ PDS、情報銀行、データ取引市場は、それぞれ排他的なものではなく、同一の者が複数の機能を担うことも想定される。

(参考) データの流通・活用を促す仕組み (2) 情報銀行

情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業。



データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。



※ データ取引市場におけるデータ提供主体としては、事業者、個人、情報銀行が想定される。